

4 愛護会に関連する法律・条例

(1) 都市公園法・横浜市公園条例

都市公園法

日本全国の公園の整備や管理の大元となるのが都市公園法です。この法律により公園の定義や公園や施設を設置する基準、公園の管理について定められています。昭和31年に制定されています。

横浜市公園条例

都市公園法を元に横浜市における公園の設置や管理について定めたのが横浜市公園条例となります。昭和33年に制定され、公園内の施設の設置や公園利用における制限や禁止について記載されています(7章、8章)。

(2) 公園に関連するその他の主な条例

動物愛護条例

「横浜市動物の愛護および管理に関する条例」により犬の糞を放置することや犬の綱を放すことが禁止されています。公園内におけるこれらの行為も禁止されています。



ポイ捨て防止条例

「横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例(ポイ捨て防止条例)」により、空き缶や紙くず、たばこの吸殻などをポイ捨てすることが禁止されています。

また、歩きながらたばこは吸わないように努めること、公園のベンチなど屋外で吸う場合は携帯用吸殻入れを持つよう努めることを定めています。



自転車の放置に関する条例

「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」により鉄道駅の周辺約300メートルの範囲内の公園や道路での自転車の放置が禁止されています。

これらの区域以外の公園についてはこの条例の適用外ですが、数日間放置されている場合には、土木事務所（大規模な公園等では公園緑地事務所）において警告文を貼り付けた上、撤去を行いますので土木事務所（大規模な公園等では公園緑地事務所）までご連絡ください。

